

国官技第206号
平成22年9月29日

各地方整備局企画部長 殿
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房技術調査課長

土木工事における受発注者の業務効率化の推進について

発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図るため、「工事書類の簡素化の試行について」（平成20年3月31日付け国官技第336号）に基づき、受注者の提出対象書類の見直し及び明確化を行うことで工事書類の簡素化を実施してきたところである。

このたび、工事書類、工事完成図書、電子成果品等の受注者に求める工事関係書類を明確化し、あわせて情報通信技術（ICT）を導入することで、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの受発注者双方の業務を効率化することにより業務の充実化を図り、もって土木工事の建設生産システムの生産性向上及び工事目的物の品質を確保することにした。

各地方整備局等においては、別紙「土木工事における受発注者の業務効率化実施方針」に基づき、各工事現場において受注者・発注者双方においてなお一層の業務の効率化を図らるたい。

なお、「工事書類の簡素化の試行について」（平成20年3月31日付け国官技第336号）は廃止する。